

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるとされる農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和7年2月5日

寒川町長 木村 俊雄



